

## 15 歯科保健等

### 〔現況及び施策の方向〕

平成 23 年 3 月 14 日施行の「広島県歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、関連分野の施策と連携して、総合的・計画的に歯と口腔の健康づくりを推進するため、「第 3 次広島県歯と口腔の健康づくり推進計画」（以下「計画」という。）を令和 6 年 3 月に策定した。

この計画の目的である 8020 の実現のため、市町が実施する歯科疾患の予防等各種事業を支援するとともに、広島県歯科衛生連絡協議会など関係機関とも連携しながら、普及啓発事業など地域における歯科保健活動の充実を図る。

また、高齢者や障害のある人の生活の質の向上をめざした口腔ケアの充実が重要であり、このための歯科保健体制の拡充を図る。

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患により医療機関を受診する患者数は、全国的に増加傾向にあり、乳幼児から高齢者まで国民の約 2 人に 1 人が何らかのアレルギー疾患有していると言われている。

すべての県民が、住居地域にかかわらず適正なアレルギー疾患医療を受けられ、適正なアレルギー疾患情報の入手ができる体制及びアレルギー疾患の発症や重症化に影響する様々な生活環境を維持向上するための支援体制の構築を図る。

### 〔事業の内容〕

#### 1 歯科保健の推進（予算額 45,779 千円）

##### (1) 歯科保健対策（予算額 8,131 千円）

「生涯を通じた歯と口腔の健康づくり」を推進するため、80 歳で 20 本以上の歯を保つことを目標として厚生労働省及び日本歯科医師会が提唱している 8020（ハチマル・ニイマル）運動を推進する。  
(平成 5 年度創設)

このため、「8020 運動推進事業」（一部広島県歯科衛生連絡協議会委託、平成 15 年度創設）等を実施し、8020 運動の積極的な展開等を図るとともに、「歯と口の健康週間（6 月 4 日～10 日）」を実施し、表彰等の普及啓発事業を行う。

さらに、歯科口腔保健に関する普及啓発を行うため、広島県口腔保健支援センター（平成 24 年 3 月 1 日設置）を運営する。

##### (2) 在宅歯科診療設備整備事業（予算額 8,005 千円）

「地域医療介護総合確保基金」を活用して、在宅歯科診療に必要な設備整備費を補助する。（平成 26 年度創設）

##### (3) 在宅歯科医療推進のための歯科医師・歯科衛生士の資質向上事業（予算額 13,229 千円）

「地域医療介護総合確保基金」を活用して、認知症高齢者を含む要介護者等への特別な配慮（スペシャルニーズ）に対応できる歯科医師・歯科衛生士の養成研修会の開催経費を補助する。（平成 30 年度創設）

(4) 歯科衛生士修学支援事業（予算額 125 千円）

「地域医療介護総合確保基金」を活用して、中山間地域等に就業する歯科衛生士を確保するため、それらの地域に就業を希望する歯科衛生士への奨学金貸与等の経費を補助する。（平成 30 年度創設、令和 5 年度以降新規貸与廃止）

(5) 心身障害者等歯科診療確保対策事業（予算額 12,408 千円）

心身障害者及び休日の歯科医療を確保するため、広島口腔保健センターで行う診療業務に対して助成する。（平成 17 年度創設）

(6) 歯科衛生士就業継続等支援事業（予算額 3,881 千円）

歯科衛生士の確保に向けた復職や就業継続を希望する歯科衛生士の就労促進のため、相談窓口の設置や研修会を実施する。（令和 6 年度新規創設予定）

## 2 アレルギー疾患対策事業（予算額 1,262 千円）

(1) アレルギー疾患医療連絡協議会の開催（予算額 368 千円）

地域の実情に応じたアレルギー疾患対策を推進するため、アレルギー疾患医療拠点病院を中心とした診療連携体制、情報提供及び人材育成等の施策の企画・立案を行う。（平成 30 年度創設）

(2) アレルギー疾患対策研修事業（予算額 894 千円）

医療従事者等の知識や技術の向上に資する人材育成研修を行う。（平成 30 年度創設）